

令和7年度AIの活用による英語教育強化事業業務委託

公募型企画プロポーザル審査募集要領

この要領は、令和7年3月に文部科学省が公表した「令和6年度AIの活用による英語教育強化事業」を活用し、本県実施業務を再委託する事業者を公募型プロポーザル方式で募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

1 業務の目的

生徒の英語力向上について、「話すこと」「書くこと」など、英語を使う機会の圧倒的な少なさや学ぶ動機付けの弱さが積年の課題であるが、急速な発展が見込まれる生成AIの効果的活用により練習量の増加や動機付けの強化等、英語教育の抜本強化が期待できる。本事業は、英語教育におけるAI活用に関する実践や知見の蓄積及び普及を通して、英語教育の抜本強化を図るものである。

2 業務委託概要

(1) 業務内容

別紙「令和7年度「AIの活用による英語教育強化事業」業務委託仕様書(プロポーザル用)」のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日(金)まで

3 見積限度額

5,676千円(消費税及び地方消費税を含む)

委託料は、上限の範囲内で、委託料上限額を設定し、契約する。業務終了時に、受託者が実績報告の上、委託料上限額の範囲内で委託料を確定し、精算する。

4 応募資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 仕様書に定める業務を確実に遂行する能力を有し、適正な執行体制が整備されていること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができる体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県の機関及び他の自治体等からの入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又は

その支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(7) 企画提案書提出日前3年間に、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

(8) 国税及び県税を滞納しているものでないこと。

(9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(10) 関係法令の手續等を遵守していること。

(11) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

(12) 過去5年以内に類似・関連業務を実施した実績があること。

(13) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

5 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年4月16日(水)
質問受付期間	令和7年4月16日(水)～4月21日(月)17時まで
質問回答期限	令和7年4月24日(木)
プロポーザル参加申込期限	令和7年5月2日(金)17時まで
参加資格審査結果通知	令和7年5月8日(木)
企画提案書等提出期限	令和7年5月13日(火)17時まで
書類審査(1次審査)の実施及び結果の通知	令和7年5月19日(月)
選定委員会(2次審査)の実施	令和7年5月23日(金)
選定委員会結果通知	令和7年5月26日(月)頃
仕様書協議、見積依頼	令和7年5月27日(火)～5月29日(木)
見積提出	令和7年6月2日(月)以降
契約	令和7年6月6日(金)以降

6 手続きに関する事項

(1) 質問等の受付

本募集に関し質問がある場合には、以下により、プロポーザル方式募集要領等に関する質問書〔様式1〕を提出すること。

ア 受付期間

令和7年4月16日(水)から令和7年4月21日(月)17時まで(必着)

イ 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、メールで提出すること。
また、メールの件名は「【プロポーザル方式質問書】「AIの活用による英語教育強化事業業務委託」とすること。なお、電話による質問の受付は行わない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、義務教育課ホームページに随時掲載して回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

(2) 参加申込書等の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、関係書類を提出すること。

ア 提出期限

令和7年5月2日（金）17時まで（必着）

イ 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、郵送又は持参にて提出すること。

また、封筒に「【プロポーザル方式参加申込書 在中】「AIの活用による英語教育強化事業業務委託」と朱書のうえ、簡易書留等配達記録が残る方法とすること（未着の場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き受け付けない。）。

ウ 提出書類

① AIの活用による英語教育強化事業業務委託プロポーザル方式参加申込書〔様式2〕

② 会社概要〔様式3または任意様式〕

ただし、類似の主な実績（過去3年以内に、都道府県、政令指定都市及び中核市等の自治体において、類似・関連業務を実施した実績）について記載すること。

③ 法人登記簿の写しまたは全部事項証明書（登記簿）謄本
（申請受付日の3ヶ月以内のもの。）

④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書〔様式4〕

⑤ 役員一覧〔様式5〕

⑥ 定款又は寄付行為の写し

エ 結果通知

義務教育課において参加申込書内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加希望業者へ通知する。

なお、書面審査（1次審査）の実施を省略する場合は、その旨もあわせて通知する。

7 企画提案書の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月13日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ持参または郵送で7部提出すること

※ 持参による提出の受付時間は、以下のとおり。

月曜日～金曜日の8時30分～17時00分。

※ 郵送による提出は、電話連絡の上、封筒に「AIの活用による英語教育強化事業業務委託 企画提案書等在中」の旨を朱書し、簡易書留等配達記録が残る方法とすること（未着の場合、提出者に瑕疵がない場合を除き受け付けない。）。

(3) 提出書類

- 企画提案書（任意様式）
- 事業経費積算書（任意様式）

(4) 留意事項

ア 失格又は無効となる場合

- 提出者が上記4に定める参加資格を満たしていない場合。
- 企画提案書の経費積算額が、上記3に定める見積限度額を超える場合。
- 同一の者が二つ以上の提案書を提出した場合。
- 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
なお、提出期限の日までに企画提案書等が到着しないことを理由に企画提案書等を無効とした場合、簡易書留等による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- 企画提案書等の提出から契約までの間に、企画提案書等で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
- その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合。

イ その他

- 提出者は、複数の企画提案書等を提出することはできない。
- 一度提出された書類の変更・差替は、軽微な変更を除き原則として認められない。
- 企画提案に要する費用は、提出者の負担とする。
- 提出された書類は返却しない。
- 提出された書類は、委託候補者の選定作業以外には使用しない。
- 提出された書類の記載内容等を確認するため、提出者に問合せることがある。
- 企画提案書等提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- 提出された書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することがある。

9 企画提案書等の評価規準、審査方法

(1) 評価規準

各項目について、1（劣る）～5（優れている）段階にて評価し、各審査委員の点数を合計する。

評価項目		評価の視点	配点
業務遂行能力等	業務体制	業務をする上で十分な体制であるか。AI アプリ活用に係る研修や事業の効果測定、トラブルが生じた際の組織的なバックアップ体制があるか。	10点
	スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	5点
	業務実績	別紙「令和7年度 AI の活用による英語教育強化事業業務委託仕様書（プロポーザル用）」に合致した業務又は同等の業務について受注実績があるか。	5点
企画提案内容	実施方針（業務理解）	本業務の目的や業務内容を理解しているか。	5点

	企画提案① (AI 学習アプリの 機能性)	対話練習、音読練習、パフォーマンステストなど、英語スピーキング学習を効果的に行うための機能が十分に備わっており、生徒の習熟度や興味関心に合わせた個別最適化された学習コンテンツを提供できるか。	10点
	企画提案② (学習管理機能)	生徒個別の学習データ(発音、語彙、文法など)を詳細に分析し、教員が指導に役立てられるようなデータ提供が可能か。	10点
	企画提案 (セキュリティ)	個人情報保護と情報セキュリティを遵守できる情報管理体制であるか。	5点
	企画提案 (独自性)	仕様書に記載されていない活用可能な優れた提案があるか。	5点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	5点
			60点

(2) 委託候補者の選定方法

ア 書面審査(1次審査)

期限までに提出のあった企画提案書等について書面審査を行い、2次審査対象者(上位3社程度)を選定する。

ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が3社程度の場合には、書面審査(1次審査)の実施を省略し、下記イの2次審査へ移行する者とする。

① 書面審査(1次審査)の実施及び結果の通知 令和7年5月19日(月)

イ 選定委員会(2次審査)の実施

義務教育課が選定した審査委員によるヒアリング審査により、1次審査で選定された対象者から、本業務に最も優れた提案者を選定する。

① 開催日 令和7年5月23日(金)

② 開催方法 Google Meet を使用したオンラインミーティングで行う。

※ 開始時刻、会議コード等は、別途参加者あてに通知する。

※ Google Meet を使用することに係る一切の経費は、対象者の負担とする。

※ 通信トラブル等により十分なプレゼンテーションができなかった場合でも、再度の審査会は開催しない。

③ 内容

- ・ 企画提案書及び事業経費積算書について参加者は15分以内で説明し、審査委員から質疑を15分以内で行う。
- ・ 選定委員会は、公開しない。

(3) 委託候補者の決定

ア 選定委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、各提案者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 結果の公表

選定結果通知翌日以降に、業務委託予定者の名称を県報及び福島県ホームページに公表する。

10 契約等に関する事項

(1) 仕様書の協議等

本業務の業務委託仕様書は、別紙「令和7年度AIの活用による英語教育強化事業」業務委託

仕様書（プロポーザル用）を基本として、委託候補者が提出した企画提案書等を踏まえ作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合がある。

(4) 契約書

福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(5) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第 229 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(6) 契約に関する条件等

委託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

(7) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計関係帳簿等の本業務に係る書類を 5 年間保存すること。

(8) その他

本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には、事業内容を見直すことや事業を実施しないことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。

1 1 企画提案書等の提出先・問い合わせ先

〒960-8688 福島県福島市杉妻町 2-6

福島県教育庁義務教育課（担当：菅野）

電 話 024-521-7776

E-mail k.gimukyoku@pref.fukushima.lg.jp